

【相続税の大増税について】

皆様、こんにちは。税務第三部資産税チームの高橋貴輝です。

2015年1月1日より、相続税の大増税が始まりました！！

このニュースレターをご覧の皆様の中には、「相続税って一部のお金持ちの税金でしょ？

うちには関係ないよ。」とお考えの方もいらっしゃるかもしれません。

確かにその通りではありますが、そういった方の中にも、この記事を読んでも最後までお読みいただくと、「あれ？うちは大丈夫かな？」となる方が、何人かいらっしゃるのではないかと思います。



Q1 大増税って具体的にどうなるの？（基礎控除の減額）

相続税の計算では、まず財産の金額を計算しますが、そのあと、基礎控除という金額をマイナスすることができます。したがって、財産の金額がこの基礎控除額以内であれば、相続税はかからないという事になります。「相続税はお金持ちの税金」と言われるのは、ここからきています。

この基礎控除額が、今年から4割もカットされてしまいます！！

右下の、例をご覧くださいと、そのインパクトが大きいことがお分かりいただけるかと思います。

【相続税の計算方法】



【配偶者と子供二人の場合の基礎控除の比較】

【今まで】

$$5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 8,000 \text{ 万円}$$

【今年から】

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 4,800 \text{ 万円}$$

Q2 基礎控除の減額でどんな影響が出るの？

(影響①)：今までと比べ、税額が数百万円～数千万円増える

上記の例をご覧くださいと分かる通り、4人家族の場合、基礎控除が3,200万円も減ってしまいます。相続税率は低い人で10%、高い人だと55%(これも今年から上がりました)ですので、最低でも320万円、多い人は1,760万円も税額が増えてしまうこととなります。

(影響②)：今まで相続税がかからなかった人が、新たに相続税の課税対象になる

基礎控除は、言わば相続税がかかるかどうかの分かれ目となっていますが、これが下がるという事は、当然新たに相続税がかかる人が増えてくるという事になります。

一説には、全国的に相続税の課税対象者が2倍近くになり、東京都内に限定すると2人に1人は課税対象になると考えられています。

東京23区内にご自宅を所有されている方は、その評価額は2,500万円～3,000万円程度になることが一般的ですので、これに加えて、2,000万円前後の預金や株式などをお持ちの方は、注意が必要です。

(影響③)：中小企業のオーナーの方も注意が必要！

また、忘れてはならないのが、中小企業のオーナーの方です。中小企業の場合、会社の株はほとんどオーナー社長が持っているという事が多いと思います。中小企業とはいえ、会社を丸ごと一つ持っているという事ですから、その価値が4,000万円～5,000万円になるという事は、決して珍しいことではありません。

決算書の貸借対照表の純資産の部が4,000万円～5,000万円以上あるという方は、一度自社の株価を計算してみるとよいかもしれません。

いかがでしょうか？前書きにある通り、「うちは大丈夫かな？」という方は結構いらっしゃるのではないのでしょうか？しかし、そのような方もご安心ください。基礎控除を超えたとしても、事前の対策や適切な申告により、相続税額が0円となるということも大いに考えられます。いずれにしても、今後は、相続税対策がとて重要となってきます。弊社には、相続税専門スタッフもおりますので、ご不安な方はお気軽にご相談ください。

(税務第三部資産税チーム／高橋 貴輝)